

2020年4月14日

厚生労働大臣
加藤勝信 様

きょうされん
理事長 斎藤なを子

新型コロナウイルス感染症に係る障害のある人および 障害福祉事業所等に関する要望書（第3次）

平素より、障害のある人の地域生活を促進するため尽力されていることに、敬意を表します。また、この度の新型コロナウイルス感染症の流行拡大にかかわっては、障害関連部局の皆様が、障害のある人の命と健康を守る観点から、日夜を分かたず奮闘なさっていることに感謝申し上げます。

さて、当会はこれまで2回、要望書を提出し、懇談をさせていただきました。お忙しい中、私たちの声に耳を傾けてくださることに、あらためて感謝申し上げます。しかしながら、4月7日の政府による緊急事態宣言の発令を受け、ステージはさらに一段上がり、障害のある人と家族、関係者等の命と健康の危機は深まる一方です。

こうした状況を踏まえ、今回さらに下記の点を要望いたしますので、何卒ご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 障害福祉事業所の利用者、支援者等に感染の疑いがある場合、速やかに検査ができるようにしてください。

また、基礎疾患がある人やグループホーム、入所施設等集団で生活をしている人の感染が確認された場合は、速やかに入院できるようにしてください。

加えて、利用者、支援者等に感染の疑いがある場合や感染が分かった場合の対応等に関するガイドラインを策定し、示してください。

2. 利用者及び支援者の安全を確保するため、障害福祉事業所に防護服、消毒用アルコール、マスク、ガーゼ等感染予防に不可欠な装備や備品を優先的に提供してください。

3. 緊急事態宣言の下、障害のある人による支援の利用が益々制限される中、事業所等の間では報酬が日払い方式であることによる減収への不安は一層広がっています。

障害のある人への支援の確保のため、事業所が安定的に事業を継続できるよう、報酬を日払い方式から月払い方式に見直す検討を始めてください。

当面は、今般の感染拡大がなければ入ったであろう収入を補償するための措置を講じてください。

4. 新型コロナウイルス感染症対策として利用者が休所や一時帰宅等した場合に、電話等による支援も市区町村が認めれば報酬の対象となるという臨時的な取り扱いについて、この措置が障害者総合支援法に基づく訪問系、日中活動系、施設系、居住支援系（グループホーム等）、訓練系、就労系の全事業に適用できることを明らかにするとともに、このことを市区町村に明示的に伝達し、実施に際して市区町村ごとに格差が生じないようにしてください。

また、地域活動支援センターでも利用者の休所等により減収となることが無いよう、市区町村を指導してください。

5. 日中活動系、施設系、居住支援系、訓練系、就労系の事業の利用者が新型コロナウイルス感染症対策として休所または一時帰宅した場合、居宅介護等訪問系の支援を利用できるようにしてください。

また、訪問系支援を利用した日でも、日ごろ利用している事業所が電話等により支援を実施した場合は、これを報酬の対象としてください。

6. 新型コロナウイルス感染症対策として、休所により送迎を利用しなくなる場合や通常は公共交通機関で通所している利用者を新たに送迎対象とする場合が増えています。

この場合、事業の別なく、また要件を満たさない場合でも柔軟に送迎加算の対象としてください。

このことについて、地域活動支援センターについても、送迎に取り組んでいる場合は同様の追加の措置を講じるよう、市区町村を指導してください。

7. 障害福祉事業所等に必要な量のマスクや消毒液が届くよう、市区町村や都道府県と連携して実質的な措置を講じてください。

このことについて、地域活動支援センターについても、他の障害福祉事業所等と同等の扱いとするよう、市区町村を指導してください。

8. 3月13日付事務連絡「医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等における手指消毒用エタノールの優先供給について」について、この取り扱いの対象に医療的ケアを必要とする成人を含めてください。

また成人が含まれることを市区町村に明示的に伝達し、実施に際して市区町村ごとに格差が生じないようにしてください。

以上

【問い合わせ先】

きょうされん事務局

担当：事務局長 多田 薫

Tel：03-5385-2223

Email：k-tada@kyosaren.or.jp